



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
5月7日
第509号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
都市計画事業の変更の認可(下水道課).....	1
木材業者の登録(びわ湖材流通推進課).....	1
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	2
基本測量終了公告(監理課).....	2
公共測量終了公告(監理課).....	2
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江).....	3
○ 公安委員会規則	
※警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則等の一部を改正する規則(生活安全企画課).....	3
○ 労働委員会告示	
滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等.....	3
○ 正 誤	
令和6年3月30日付け号外(1)公布された条例のあらまし中.....	4

告 示

滋賀県告示第172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和4年滋賀県告示第288号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和6年5月7日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年5月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(大津)公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和37年3月31日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第173号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課および滋賀県甲賀森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和6年5月7日

滋賀県知事 三日月 大 造

地方機関名	業者	
	住所	氏名
甲賀森林整備事務所	甲賀市水口町三大寺675-1	株式会社グリーンライズ 代表取締役 山本淳次

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年5月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ野洲 野洲市小篠原1000番地
- 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
 - 変更前 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 西喜多浩
 - 変更後 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 野々口剛
- 変更年月日 令和6年4月1日
- 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
- 届出年月日 令和6年4月22日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1
 - 縦覧期間 令和6年5月7日から令和6年9月9日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和6年9月9日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年5月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 基本測量(国土広域情報修正)
- 作業の地域 滋賀県全域
- 作業の終了日 令和6年3月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東近江市長 小椋 正清から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年5月7日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 作業の地域 東近江市全域
- 作業の終了日 令和6年3月29日

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年5月7日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護リハビリステーションまごころ東近江	東近江市東沖野二丁目4-3	株式会社まごころ 代表取締役 上田裕康	甲賀市水口町山3938-41	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.5.1	2560590206

公安委員会規則

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月7日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

滋賀県公安委員会規則第11号

警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則等の一部を改正する規則(警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部改正)

第1条 警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則(昭和47年滋賀県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「においては、警戒棒」を「は、警戒棒」に、「において警備業務」を「で警備業務」に、「おいて警戒棒を」を「おいては、警戒棒を」に、「ときは、この限りでない」を「ことができる」に改める。

(警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 警備業法第17条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止および制限に関する規則の一部を改正する規則(平成21年滋賀県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会告示

滋賀県労働委員会告示第3号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条および労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条の規定に基づき、滋賀県労働委員会あっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

令和6年5月7日

滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏

氏 名	現 職	委 嘱 年 月 日
吉 田 和 宏	滋賀県労働委員会委員 弁 護 士	平成13.4.2
土 井 裕 明	滋賀県労働委員会委員	平成21.4.1

	弁 護 士	
中 岡 研 二	滋賀県労働委員会委員 特定社会保険労務士	平成22.11.26
奥 田 香 子	滋賀県労働委員会委員 近畿大学法学部教授	平成23.4.1
中 睦	滋賀県労働委員会委員 弁 護 士	平成31.4.1
白 崎 直 樹	滋賀県労働委員会委員 江若交通労働組合 執行委員長	平成22.11.26
池 内 正 博	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長	平成28.11.11
大 西 省 三	滋賀県労働委員会委員 U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	令和2.4.10
白 木 宏 司	滋賀県労働委員会委員 日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	令和2.10.9
榎 並 典 朗	滋賀県労働委員会委員 ヤンマー労働組合 中央副執行委員長	令和6.2.9
中 作 佳 正	滋賀県労働委員会委員 株式会社ナカサク 代表取締役社長	令和3.4.1
緒 方 章 宏	滋賀県労働委員会委員 東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	令和5.11.13
川 西 民 雄	滋賀県労働委員会委員 一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	令和6.1.12
城 月 祐 子	滋賀県労働委員会委員 一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事	令和6.4.12
西 川 勝 之	滋賀県労働委員会委員 レーク商事株式会社 取締役社長	令和6.4.12
草 川 佳 代	滋賀県労働委員会事務局長	令和6.4.12
森 俊 彦	滋賀県労働委員会事務局次長	平成30.4.13

正 誤

令和6年3月30日付け号外(i)公布された条例のあらまし中

ページ	行	誤	正
1	9	金額) を控除することとしました。	金額) に当該特別税額控除対象納税義務者の県民税の所得割の額 ((i)アの適用を受ける前のものをいう。) を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額を控除することとしました。
	12	1万円を控除することとしました。	1万円に当該特別税額控除対象納税義務者の県民税の所得割の額 ((i)イの適用を受ける前のものをいう。) を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額を控除することとしました。